

借換え

しまししょう

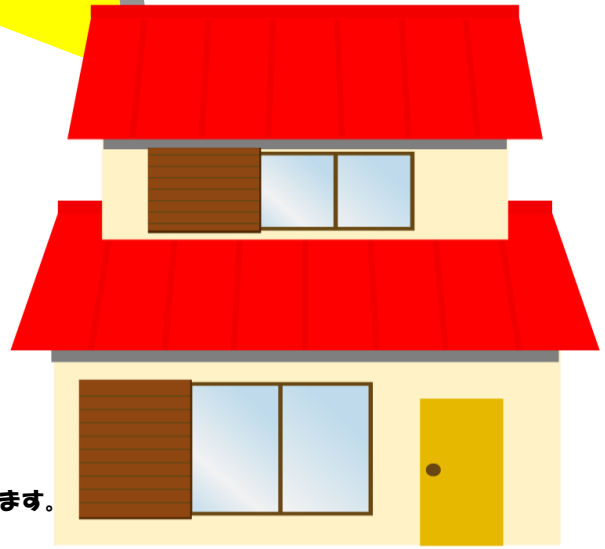
勤続1年以上の方
融資枠が現状の退職金に

300万円
上乗せできます!!



東京都職員共済組合のローン、
しんくみで試算できますので、
効果を確認してみませんか？

詳細は、お問い合わせいただくか、裏面の概要説明書をご参照ください。
当組合所定の審査があります。審査結果によっては、お借入できない場合がございます。



☆ポイント☆

■商品名

特別借換えローン

■ご利用金額

普通貸付からの借換えは最高200万円

住宅貸付からの借換えは最高2,300万円までとなります。

■返済期間

普通貸付は最長5年、住宅貸付は最長30年となります。

■金利

変動金利型で1.95%となっております。金利は年2回(4月・10月)に見直しをしています。

■連帯保証人

原則不要です。諸条件によっては、必要な場合もございますので、お問い合わせください。特に住宅貸付の借換えは、融資金額1,001万円以上の場合は、ローン対象の不動産に「仮抵当権」の設定をさせていただいております。なお、それに係る費用は「当組合で負担」いたします。

■必要書類等■

- ・直近の給与明細(写)
- ・前年の源泉徴収票(写)
- ・東京都職員共済組合償還表(写)
- ・当組合届出印
- ・その他、組合が求める資料

★都共済以外のお借換も是非ご相談下さい



東京消防信用組合

<https://www.shoubou.co.jp>

本店(東京消防庁10階)

電話 03-3212-4014 消電 9-501-8609・8610

立川支店(立川防災館3階)

電話 042-526-1431 消電 9-501-8650・8651

幡ヶ谷支店(消防学校寮内)

電話 03-3485-1353 消電 9-501-8630・8631

消防しんくみ 特別借換えローン

検索



1. 商品名	特別借換えローン (一般)	特別借換えローン (住宅)																												
2. ご利用いただける方	以下のすべての条件を満たす個人の組合員様 ・当組合の組合員 (出資証券を保有している方) ・満20歳以上で勤続1年以上の方																													
3. 資金用途	他金融機関ローンの借換え資金																													
4. お借入金額	1万円～200万円以内 (1万円単位) ただし、仮定退職金に加算仮定退職金を加算した範囲までとします。また、東京都職員共済組合及び当組合無担保のお借入金額の残債を差し引いた金額までといたします。 なお、東京都職員共済組合の場合は、普通貸付の残債の範囲までとします。	1万円～2,300万円以内 (1万円単位) ただし、仮定退職金に加算仮定退職金を加算した範囲までとします。また、東京都職員共済組合及び当組合無担保のお借入金額の残債を差し引いた金額までといたします。 なお、東京都職員共済組合の場合は、住宅貸付の残債の範囲までとします。																												
	<仮定退職金> 勤務年数により、お申込み時点で受け取ることができる退職金を当組合の基準で計算した額のことで、 <加算仮定退職金> 上記、仮定退職金に300万円を上限として加算できる額のことで、																													
5. お借入期間	1年以上5年以内	1年以上30年以内																												
6. お借入金利	・変動金利方式でのお取扱いとなります。 ・お借入金利は、契約日の金利が適用されます。 <変動金利> 借入後の金利は、店頭基準金利 (市場金利を勘案し決定される当組合所定の金利) の変更に伴い、その変更幅は同じだけ引き下げまたは、引き上げられます。お借入後の利率の見直しは、毎年4月及び10月で見直し月の翌月から新しい金利での返済額になります。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により金利見直し時期以外にも変更を実施する場合があります。																													
7. お申込に必要な書類等	・直近の給与明細 (写) ・前年の源泉徴収票 (写) ・当組合届出印 ・東京都職員共済組合償還表 (写)	・その他当組合が必要とする書類 ※その他見積書等、金額のわかる資料 (写) ※連帯保証人予定者様の源泉徴収票等収入証明書 (写) ※印は、該当者の方のみ必要となります。																												
8. 返済方法	・元利均等返済、または元金均等返済 <元利均等返済> 元金と利息の合計額を調整し、返済額が返済期間中同額になるようにする返済方法です。 <元金均等返済> 毎月決まった元金に利息を加えた合計額を毎月返済額にする返済方法です。なお返済額は毎月変動します。 ・「毎月返済」と「ボーナス併用返済」からお選びいただけます。「ボーナス併用返済」は、6ヶ月ごとの毎年1月及び7月の約定返済日になります。 ・約定返済日は、毎月15日とさせていただきます。なお、約定返済日が「土曜日」、「日曜日」、「祝祭日」、「国民の休日」の場合には翌営業日といたします。																													
9. 連帯保証人	原則不要です。 ただし、当組合のご利用中の無担保残債と、今回のご希望額を合算して201万円以上の場合は、連帯保証人 (配偶者・保証能力のある親族または組合員) を1名立てていただきます。																													
10. 手数料	一部繰上返済手数料、一括返済手数料、各種変更手数料、事務手数料等は、現在かかりません。																													
11. 担保	不要です。	不要です。 ただし、東京都職員共済組合からの借換えについては、原則ローンの対象になっている不動産に「抵当権設定仮登記」が必要になります。仮登記の費用は、当組合で負担いたします。 また、他金融機関からの借換えは、取扱い方法が異なりますのでご相談下さい。																												
12. 団体信用生命保険	加入申請の制度はありません。	・金額の如何に拘わらず加入申請が可能となります。その加入申請に基づき、保険会社による加入審査が実施されます。なお、加入可能となった場合の保険料は、当組合で負担いたします。 ・審査後加入謝絶となった場合であっても融資実行は可能です。その際は団体信用生命保険での保障は対象外になります。																												
13. 繰上返済等	繰上返済を実施する場合には、「繰上返済依頼書 (兼口座振替依頼書)」の提出が必要となります。																													
14. 苦情処理措置及び紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談、苦情、お問い合わせは、お取引先店舗または下記の窓口をご利用ください。 【東京消防信用組合 総務部総務課】 住 所：東京都千代田区大手町1-3-5 (東京消防庁内) 電 話：03-3212-4050 受付時間：午前8時30分～午後5時15分 (土日及び金融機関の休日を除く) なお、苦情手続きについては、別途リーフレットをお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 また、苦情等のお申出は当組合のほか下記の機関でも受付しています。詳細は当組合総務部総務課へご相談下さい。</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>東京地区しんくみ苦情等相談所 (一般社団法人 東京都信用組合協会)</td> <td>しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)</td> <td>〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-3567-6211</td> <td>03-3567-2456</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>月～金 (祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00</td> <td>月～金 (祝日及び当協会の休業日を除く) 9:00～17:00</td> </tr> </table> <p>・紛争解決措置</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>東京弁護士会紛争解決センター</td> <td>第一東京弁護士会仲裁センター</td> <td>第二東京弁護士会仲裁センター</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-3581-0031</td> <td>03-3595-8588</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>月～金 (除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00</td> <td>月～金 (除 祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00</td> <td>月～金 (除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00</td> </tr> </table> <p>上記センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部総務課または「しんくみ相談所」へお申出下さい。また、組合員様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。</p>		名 称	東京地区しんくみ苦情等相談所 (一般社団法人 東京都信用組合協会)	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)	住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)	電話番号	03-3567-6211	03-3567-2456	受付時間	月～金 (祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00	月～金 (祝日及び当協会の休業日を除く) 9:00～17:00	名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター	住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	受付時間	月～金 (除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金 (除 祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金 (除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00
名 称	東京地区しんくみ苦情等相談所 (一般社団法人 東京都信用組合協会)	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)																												
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)																												
電話番号	03-3567-6211	03-3567-2456																												
受付時間	月～金 (祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00	月～金 (祝日及び当協会の休業日を除く) 9:00～17:00																												
名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター																											
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3																											
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249																											
受付時間	月～金 (除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金 (除 祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金 (除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00																											
15. その他	<p>・お借入金額に応じた印紙税が必要になります。 ・お申込みに関しては、当組合所定の審査が必要になります。審査結果によっては、ご希望にそいかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・退職時に融資残高がある場合は、原則退職金で全額ご清算していただきます。 ・金利及び返済額については、店頭、お電話または当組合ホームページでご確認ください。 ・概要説明書は、店頭、または当組合ホームページでもご確認いただけます。 <東京消防信用組合ホームページ> https://www.shoubou.co.jp/</p>																													